資 料 提 供

令和８年１０月２０日

担 当 課	市民課
担 当 者	中村
電　　話	073-435-1027
内　　線	2112

マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効について

住民票の氏名に外字が含まれる方の一部において、マイナンバーカードの署名用電子証明書が使えなくなる（失効する）事案が発生しました。

対象となった皆様には、多大なるご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。なお、本件に伴う個人情報の流出はございません。

１　事案の概要

改正戸籍法の施行に伴い、氏名の振り仮名を記載した住民票の情報を全国共通のシステムに連携した際、氏名の文字情報が一致しないと判定され、一部の方の署名用電子証明書が失効する事案が発生しました。

２　経緯と原因

署名用電子証明書が利用できないとのお問い合わせを受け、調査を行った結果、本市の住民基本台帳システムと全国共通のシステムとの間で、外字の字形に不一致が生じていることが判明しました。その原因は、平成２７年に本市の住民基本台帳システムを更新した際、更新後のシステムで使用していた外字の字形情報が、全国共通システムに適切に連携されていなかったことによるものです。

３　署名用電子証明書が失効した方

６１名（４６世帯）

（氏名に「世・岸・五・令・別・泰・舟・花・華・萬・蔵・藪・喜・傘・し・満」の外字を使用されている方の一部）

４　マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効による影響

署名用電子証明書（暗証番号：英数字６～１６桁）を利用する e-Tax での確定申告、ふるさと納税のワンストップ特例申請、マイナポータルでの転出の届出、パスポートのオンライン申請、マイナ免許証のマイナポータル連携、インターネットバンキングの口座開設などの手続きができなくなります。

マイナ保険証やコンビニでの証明書交付など利用者証明用電子証明書（暗証番号：数字４桁）を利用するサービスには影響がありません。

５　署名用電子証明書が失効した方への対応

本事案で署名用電子証明書が失効した方へは、１０月２０日に文書を発送し、お詫びをするとともに、署名用電子証明書の再発行のためご来庁いただき、手続きしていただくようお願いします。

６　再発防止策

本市と全国共通システムでデータの整合性を保つため、定期的に確認することを徹底します。